

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾  
御所市監査委員 生川 真也

## 令和 5 年度 定期監査結果報告書（第 1 次）

### 1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
議 会 事 務 局	令和5年 6月 1日～ 6月 2日	令和5年7月4日
出 納 室	令和5年 6月13日～ 6月14日	令和5年7月4日
公 平 委 員 会 事 務 局	令和5年 6月15日	令和5年7月4日
水 道 局 業 務 課	令和5年 6月19日～ 6月23日	令和5年7月5日
水 道 局 施 設 課	令和5年 6月19日～ 6月23日	令和5年7月5日

### 2. 監査の対象事項

令和 4 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

### 4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 生川 真也

### 5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要のあるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

## 定期監査 是正改善事項

### 【業務課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

#### (1) 決裁について

- ① 契約書が締結されているが、締結報告がなされていない事例が見受けられた。また、伺い文書も見当たらなかった。

- ・ 御所市水道事業収納取扱金融機関事務取扱に関する契約書